

～大切なお知らせ～



令和6年度住民税非課税世帯支援給付金の
支給対象世帯へ

こども加算のご案内 (児童1人あたり2万円)※1回限り

令和6年度住民税非課税世帯支援給付金の支給対象世帯へ児童1人あたり2万円のこども加算を支給します!

1. 支給対象世帯

令和6年度住民税非課税世帯支援給付金の支給対象者で
平成18年4月2日以降に出生した児童を養育している世帯

(※基準日以降に生まれた児童及び、別居している児童を監護し、かつ、生計を同じくしている又は生計を維持しているに該当する児童も該当します。)

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **2万円** ※1回限り

■ 支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。

3. 給付金の支給手続きをご確認ください。

3. 給付金の支給手続き

I. 支給対象世帯と令和6年12月13日(基準日)において同一世帯の18歳以下の児童を養育している場合

▶ 給付金は、申請不要で受け取ることができます。

▶ 該当給付金を支給した口座に振り込みます。

【ご注意ください】

※ 該当給付金の支給を希望しなかった場合、こども加算も受給できません。

※ 該当給付金を支給した口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、お知らせください。

Ⅱ. 上記以外の方で**基準日以降(令和6年12月14日から令和7年4月1日)**に生まれた児童及び、別居している児童を監護し、かつ、生計を同じくしている又は生計を維持しているに該当する児童を養育している場合

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に必要事項を記入して、こども課の**窓口**に**直接**ご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

4. 給付金の申請・支給時期について

申請期限：令和7年5月31日

支給時期：令和6年度住民税非課税世帯支援給付金の支給後から順次。こども加算の支給決定通知書を送付いたします。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 福津市役所こども家庭部 こども課家庭児童相談係

0940-39-3148



“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。